

第143号議案

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例
上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会設置条例 (設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態等の調査を的確に実施するため、法第14条第3項の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、第3条各項に規定するいじめ等の事案ごとに設置するものとする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ等」とは、いじめ並びに体罰及び不適切な行為をいう。

2 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する区立学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 この条例において「体罰」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条に規定する懲戒のうち、児童等の身体に直接的又は間接的に肉体的苦痛を与える行為をいう。

4 この条例において「不適切な行為」とは、教職員による不適切な指

導（児童等の身体に肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使をいう。）、暴言等（児童等に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える言動をいう。）及び行き過ぎた指導（運動部活動、スポーツ指導等において、児童等の現況に適合していない過剰な指導をいう。）をいう。

- 5 この条例において「区立学校」とは、足立区立学校設置条例（昭和39年足立区条例第9号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。
- 6 この条例において「児童等」とは、区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（所掌事項）

第3条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をし、教育委員会に答申する。

- （1） 区立学校において法第28条第1項各号に規定する重大事態に該当するいじめが発生した場合における当該いじめの実態
 - （2） 区立学校において体罰又は不適切な行為が発生した場合における当該体罰又は不適切な行為の実態
- 2 教育委員会は、区立学校においていじめが認められる場合、当該いじめが法第28条第1項各号に規定する重大事態に該当しないものであっても、当該いじめの事実を調査し、当該いじめに適切に対処するため、調査委員会に諮問することができる。

（組織）

第4条 調査委員会は、教育委員会が委嘱する委員5人以内で組織する。（委員長及び副委員長）

第5条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 調査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(足立区いじめ等問題対策委員会設置条例の一部改正)

2 足立区いじめ等問題対策委員会設置条例（平成26年足立区条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名中「足立区」の次に「教育委員会」を加える。

第1条中「いじめ防止対策推進法」を「区立学校におけるいじめ等の防止等のための対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法」に、「足立区いじめ等問題対策委員会」を「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」に改める。

第3条第1項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「当該いじめ又は当該体罰等」を「区立学校におけるいじめ等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「当該いじめ又は当該体罰等」を「区立学校におけるいじめ等」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項

を削る。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部足立区いじめ等問題対策委員会の項中「足立区いじめ等問題対策委員会」を「足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会」に改め、同項の次に次のように加える。

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会	日額 2万1,000円
-----------------------	-------------

(足立区いじめ等問題対策委員会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に改正前の足立区いじめ等問題対策委員会設置条例第4条に規定する委員である者は、改正後の足立区教育委員会いじめ等問題対策委員会設置条例第4条に規定する委員とみなす。

(提案理由)

足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会を教育委員会の附属機関として設置するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。